

参考資料 国際条約及び関連法

第1節 知的障害者をめぐる国際条約・国際的スタンダード

1 知的障害者の権利宣言

国際連合（以下「国連」という。）は、1971年12月20日、総会決議により、**知的障害者の権利宣言**を採択した。同宣言は、「知的障害者が多くの活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、かつ可能な限り通常の生活にかれらを受入れることを促進する必要性」に基づき、知的障害者の権利を宣言することにより、その権利保護のための共通の基礎及び指針を示し、これを確保するための国内的及び国際的行動を要請することを目的としており、知的障害者の権利についての国際的スタンダードの確立を目指したものである。

同宣言は、知的障害者の権利の内容として、

- ① 可能な限り、他の人間と同等の権利
- ② 適切な医学的管理及び物理療法に加えて、その能力と最大限の可能性を発揮せしめ得るような教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利
- ③ 経済的保障及び相当な生活水準を享有する権利並びに生産的仕事を遂行し、能力が許す最大限の範囲で有意義な職業に就く権利
- ④ 可能な限り家族等と同居し、各種社会生活に参加すべきであり、同居家族は扶助を受けるべきであること、施設での処遇が必要な場合にも、できるだけ通常の生活に近い環境で行うべきであること
- ⑤ 個人的福祉及び利益を保護するために必要な場合には、資格を有する後見人を与えられる権利
- ⑥ 責任能力を十分認識した上での正当な司法手続に対する権利
- ⑦ 重障害により、権利の一部又は全部の制限又は排除を要する場合、同制限及び排除の手続は、あらゆる形態の乱用防止のための適当な法的保障措置を含み、資格のある専門家による社会的能力についての評価に基づき、かつ、定期的な再検討及び上級機関による不服申立ての権利を保障されるべきであること

を挙げている。

2 障害者権利条約

2006年12月13日、第61回国連総会本会議において「障害者の権利に関する条約」が採択された。同条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進・保護・確保すること及び障害者固有の尊厳を尊重することを目的とし、障

害者には「長期的な知的障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるもの」が含まれるとしている。

同条約は、「締約国は、障害者がすべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保する。」、「障害者が司法手続を効果的に利用することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。」ことなどを定めている。

我が国は、2014年1月20日、同条約について批准書を寄託した（同年2月19日発効）。

なお、我が国においては、刑事事件では、現行でも知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理福祉関係者の助言・立会いの試行が実施されているほか、平易な表現による発問、刑事施設における視聴覚教材の活用などにより、知的障害者に対する配慮がなされている。

第2節 国内法

「知的障害者」は、「障害者の権利に関する条約」では、「長期的な…知的…な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるもの」と定義されているが、この節で以下に紹介する国内法では、「…知的障害…がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法）と定義されることもあれば、「精神障害者」に含まれるものとして、単に「…知的障害…を有する者」（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）と定義されることもあり、「知的障害者」の定義自体、一定でない。なお、厚生労働省は、「平成17年度知的障害児（者）基礎調査」において、「知的障害」を「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義し、その判断基準として、以下の条件のいずれにも該当するものとしている。

① 「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの

② 「日常生活能力」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準の a, b, c, d（a：最重度、b：重度、c：中度、d：軽度）のいずれかに該当するもの

そして、知的障害の程度を判定する際には、上記①の知能指数が同じ領域にあっても、②の日常生活能力水準がdであれば1段階軽度の、aであれば一段階重度の知的障害を認定するものとしている。

1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

知的障害者を含む障害者の人権保護のための基本方針は、障害者基本法によって定められている。同法は、障害者の社会参加、社会における共生及び意思疎通の手段の選択の機会を与えられる権利を保障するとともに、差別の禁止、国及び地方公共団体が障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施する責務について定める。刑事事件に関連する内容としては、障害者が刑事事件等の手続の対象となった場合に、その権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する義務を定めるとともに、関係職員に対する研修など、必要な施策を講じなければならないとしている。

2 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

知的障害者福祉法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とあいまって、知的障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するための援助及び保護（更生援護）を行う旨定めている。知的障害者福祉法は、その具体的方策として、市町村の福祉事務所が、知的障害者の実情の把握と知的障害者の福祉に関する情報提供を行うとともに、相談・指導等の業務を行うことや、都道府県が、知的障害者更生相談所を設け、同所に専門的知識を有する知的障害者福祉司を置くことなどを規定する。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、行動援護（知的障害等により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、危険回避、外出時の介護等を行う。）等の障害福祉サービス、知的障害者を含む障害者に対する支援給付及び地域生活支援等について定めている。

3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。同法は、同目的の達成のため、

- ① 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営すること
- ② 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと
- ④ 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと
- ⑤ ①ないし④の業務に付帯する業務を行うこと

を定めている。

4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律は、障害者の尊厳を害し、その自立及び社会参加を阻害する、施設における養護者等による障害者の虐待の禁止

及び虐待防止のための養護者の負担の軽減等の支援について定めている。

5 その他

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）は、知的障害者を含めた障害者に対する適応訓練のあっせん、障害者職業センターの設置等について規定し、**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**（昭和 25 年法律第 123 号）は、知的障害者を含めた精神障害者の医療及び保護について規定する。後者は、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長等刑事司法手続に携わる者が精神障害者を発見又は処分した場合等に、一定の条件下で都道府県知事への通報義務を負わせている。

このほか、**発達障害者支援法**（平成 16 年法律第 167 号）は、自閉症、学習障害等の発達障害者について、その自立と社会参加のための支援について定めている。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定めた**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（平成 25 年法律第 65 号）が、一部の附則を除き平成 28 年 4 月に施行予定である。